

青梅青色申告会員限定  
あの時ではよかったです！  
年に1回の定期健診

# 健康診断

ご家族、従業員もOK！



病院での受診なので検査項目が充実！  
人間ドックも受診可能でしっかり診てもらえる

生活習慣病健診 **8,000円** コース (10,000円)  
人間ドック **35,000円** コース (39,000円)

※上記金額は青色共済加入者の方、カッコ内は未加入者の方の金額です

日時：8月2日(月)～8月31日(火)  
場所：新町クリニック健康管理センター **ご予約はお早めに！**  
受診内容：6月号同封のチラシ、または青色申告会HPをご覧ください  
申込方法：申込用紙(チラシ裏面)を記入し、青色申告会へお申込みください

自分のため、家族のために  
年に一度の  
**健康診断**

- 生活習慣病健診 コース **8,000円** (10,000円)  
脂質・血糖・血圧検査など一検診コースです。  
検査時間は1時間程度。
- 人間ドック コース **35,000円** (39,000円)  
生活習慣病コースにバリウムによる検便など  
を追加し、しっかり検査するコースです。  
検査時間は2時間程度。

健診期間  
5月6日(月)～5月31日(木) 8月2日(月)～8月31日(火)

※検査結果は郵送でお知らせいたします。  
※検査結果は1週間程度おまちください。  
※検査結果は1週間程度おまちください。  
※検査結果は1週間程度おまちください。  
※検査結果は1週間程度おまちください。

申し込みは、新町クリニック健康管理センター  
〒198-0031 青梅市師岡町4-7-25  
TEL: 0428-23-0108 FAX: 0428-22-4788  
受付時間：平日9:00～17:00 土曜9:00～12:00  
休館：第2、第4土曜、日曜祝日  
(臨時休館の場合HPにて掲示致します)

令和3年の申告に向けての準備

## 青色申告・初心者講習会

- 税の仕組みが分からない
- 会計ソフトで経理をしてみたい
- 申告会の利用方法を知りたい など



青色申告の初心者講習会を実施します。質問や疑問、不安な点がある方は是非ご参加ください。

感染症対策をし、人数を制限したうえで開催いたしますが、感染者数の動向によっては延期又は中止をする可能性があります。詳しくは青梅青色申告会HPに掲載させていただきます。

【日時】9月13日(月)、14日(火)  
9:30～11:00 または 13:30～15:00  
※各回同じ内容ですので、ご都合の合う時間をお選びください

【会場】青梅青色申告会館3階 会議室  
【ご予約】予約制(事前にご連絡をお願いいたします)

青梅青色申告会販売数 NO.1 会計ソフト

## ツカエル青色申告

申告会推奨 会計ソフト  
ソフト代 年額 **5,000円**

- インストール、初期設定からご案内
- 入力方法もイチから聞ける
- 決算書、申告書も作成できる
- 最大で65万円の青色特別控除が取れる



事務局で販売中。ご希望の方はご連絡ください。

LINE 公式アカウント  
青梅青色申告会  
いろいろな情報をご案内！

- 会費などの引落とし案内
- 決算指導会などのご案内
- 新型コロナの給付金などの情報など

### 青色共済・口座振替のお知らせ

**10月6日(水)** 11月～4月分  
加入者おひとりにつき 6,000円

### 休館日

8月12日(木)、13日(金)お盆休み  
8月の全土曜  
9月11日、25日(土)  
および土曜日の午後、日曜日・祝日

## “日帰りバス旅行”中止のお知らせ

毎年10月に実施しております“日帰りバス旅行”は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、昨年に続き開催を中止させていただきます。ワクチン接種が進み、開催を希望される声をいただき検討を致しましたが、未だ感染者数が多い状況ですので、参加者の安全を最優先に考え今回は中止と判断致しました。来年こそは開催したいと思っておりますので、ぜひご参加いただければと思います。

## 無料相談室のお知らせ

地元税理士による税務相談、弁護士による法律相談、当会スタッフによる生命保険相談を無料で行っております。全て予約制となっております。ご希望の方は事務局までご連絡ください。



<p><b>税理士</b> 9月8日(水) 10月13日(水) 「相続」、「法人成り」など</p>	<p><b>弁護士</b> 随時受付中 「売掛金の回収トラブル」 「不動産トラブル」など</p>	<p><b>生命保険</b> 随時受付中 いろいろな種類があっ たいどれに入れればいいの？</p>
---	--	---

### 事務局の新型コロナ感染予防対策について

新型コロナウイルス感染症予防のため、会員の方ならびに従業員の健康と安全を考慮し、安心してご利用いただけるよう、下記の対策を行っております。



会員の方におかれましても、来所時のマスクの着用や体調がすぐれない場合は来所を控えていただくなど、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

## (一社) 青梅青色申告会

〒198-0031 青梅市師岡町4-7-25  
TEL: 0428-23-0108 FAX: 0428-22-4788  
受付時間：平日9:00～17:00 土曜9:00～12:00  
休館：第2、第4土曜、日曜祝日  
(臨時休館の場合HPにて掲示致します)



(一社) 青梅青色申告会  
**あおいろだより**  
VOL. 172 - 令和3年8月号 -

## 着任のごあいさつ

青梅税務署長 **いはら てつや 庵原 哲也**



季夏の候、一般社団法人青梅青色申告会の会員の皆様方におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。この度の定期人事異動により東京国税局課税第一部国税訟務官室から転任してまいりました庵原と申します。

前任の安原署長と同様、変わらぬ御厚誼を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

一般社団法人青梅青色申告会の皆様には、平素から税務行政に対しまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、角田会長をはじめ役員の方々を中心に、長年にわたり青色申告制度の普及・育成、適正な記帳の推進、税知識の普及に熱心に取り組んでおられます。このような活動は、税務行政の円滑な運営に大きな役割を果たすものであり、深く敬意を表する次第であります。

令和2年分の確定申告は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止が重要な課題となり、昨年に引き続き、申告期限等が延長されたほか、申告書作成会場では、新たな取組として混雑緩和を図るため入場整理券方式の導入や、来場する納税者間の社会的距離の確保など、感染防止対策を最優先に取り組んでまいりました。

このような状況の中、会場内に設置した青色コーナーへの従事をはじめ、会員の方々に対する適正申告の推進等、確定申告終了までの長期間に渡り多大なる御支援と御協力を頂きましたことに、改めて感謝申し上げます。

さて、令和5年10月1日から導入される消費税のインボイス制度につきましては、令和3年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請書の受付が開始されます。

インボイス制度の円滑な導入に向けては、事業者の皆様へ制度の理解を深めていただいた上で、それぞれの事業の実態に応じた対応や準備を進めていただくことが重要です。

そのため、国税庁ホームページ内に特設サイトを開設し周知・広報を図るほか、事業者向けの説明会への講師派遣やオンライン説明会の開催などを実施しておりますので、青色申告会の皆様方におかれましても、これらを是非ご活用いただければと存じます。

結びにあたり、一般社団法人青梅青色申告会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして着任のあいさつとさせていただきます。

## 青梅税務署 7月の人事異動

職名	着任	
	氏名	前職名
署長	いはら てつや 庵原 哲也	東京国税局 課税第一部 国税訟務官室 主任国税訟務官
副署長	とまべち ひであき 苦米地 英昭	留任
総務担当	よしただ みつひろ 吉田 光広	預金保険機構
課長	きむら やすゆき 木村 康幸	留任
課長補佐	いしざき たけし 石崎 岳士	留任

職名	着任	
	氏名	前職名
第1部門	統括官	おまた のひろ 小俣 考広 相模原税務署 個人課税第1部門 統括調査官
	連絡調整官	おくや まさのり 奥谷 真規 甲府税務署 個人課税第1部門 記帳指導推進官
	指導上席	ふせ 布施 みどり 留任
第2部門	統括官	おたぎり あつし 小田切 篤 日野税務署 個人課税第2部門 統括調査官
第3部門	統括官	いりえ せいいち 入江 誠一 留任
第4部門	統括官	いまい なおゆき 今井 直之 留任

## 担当統括官のお知らせ

青梅税務署個人課税部門では、本会の支部別に担当官を決め、税務相談に当たっております

個人課税部門統括官	担当支部	個人課税部門統括官	担当支部
第1統括官 小俣 考広	日の出・北建・南建・三田・自転車・理容	第3統括官 入江 誠一	青梅東部・貸家・瑞穂・奥多摩・共栄会
第2統括官 小田切 篤	秋川・河辺・歯科医師会・福生・相互会	第4統括官 今井 直之	霞・羽村・千ヶ瀬・青梅・吉野・五日市

## 【新型コロナウイルス関連のお知らせ】

中小法人・個人事業者のための

# 月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した個人事業者等の皆様に月次支援金が給付されます。R3年4月～8月が対象です(7/20現在)

- 対象者 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていて2021年の月間売上(対象月)が、2019年又は2020年(基準月)の同月比で50%以上減少している
- 給付額 2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上  
上限10万円/月(個人事業主)

〈例〉飲食店の休業で影響を受けている店舗

年	売上高		
	2019年	4月 60万円	5月 50万円
2020年	4月 40万円	5月 70万円	...
2021年	4月 20万円	5月 30万円	...

- 【対象月】 2021年4月 売上20万円  
※2019年4月(60万円)と比べて50%以上減少(基準月)
- 【計算】 60万円(2019年4月の売上) - 20万円(2021年の対象月の売上) = 40 【給付額】10万円
- 【対象月】 2021年5月 売上30万円  
※2020年5月(70万円)と比べて50%以上減少(基準月)
- 【計算】 70万円(2020年5月の売上) - 30万円(2021年の対象月の売上) = 40 【給付額】10万円

同措置が複数月に及び場合や新たに同措置が実施されて対象月が増えた場合などは、それぞれの月において、売上が50%以上減少し、必要な要件を満たせば、申請を行うことができます。

詳しくは“月次支援金ホームページ”またはお電話でご確認ください。TEL:0120-211-240(8:30～19:00・全日対応)

東京都中小企業者等

# 月次支援給付金

緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響により、売上が減少した方を対象に、国の月次支援金に加算して給付金を支給するとともに、国の給付要件を緩和し、都独自に支給されます。

- 対象者 緊急事態宣言等に伴う「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けて2021年4、5、6月(対象月)の月間売上が、2019年又2020年の同月比(基準月)で30%以上減少された方

■給付額	2019年又は2020年の基準月の売上-2021年の対象月の売上	
		50%以上減少
酒類販売事業者	上限10万円/月	上限5万円/月
その他の事業者	上限2.5万円/月	

- 申請期間 令和3年7月1日(木)～10月31日(日)
- 申請方法 オンライン申請又は郵送申請

詳しくは“東京都中小企業者等月次支援給付金HP”またはお電話でご確認ください。TEL:03-6740-5984(9:00～19:00・全日対応)

## 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の減免、猶予など

国民健康保険加入者など

事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少が見込まれる方は国民健康保険や後期高齢者医療制度等が減免、猶予されます。

詳しい内容、申請用紙などはお住いの市町村にお問い合わせください。

国がつくった、安心でお得な制度

# 小規模企業共済制度

節税と退職金積立が同時にできる

小規模企業共済制度は、個人事業主の方が仕事を廃業された時に受け取れる“退職金”制度です。厚生年金や退職金がない個人事業主の方にはもってこいの制度です!ご興味がある方はご相談ください。

ポイント①  
無理のない掛金

月1,000円～70,000円の  
間で選べます。掛金の上げ  
下げも可能です。

ポイント②  
掛金は全額所得控除

この所得控除は節税効果  
大!所得税、住民税が下が  
る可能性があります。

ポイント③  
退職金が貯められる

自分ではなかなか貯められ  
ない退職金を積立、廃業時  
に受け取れます。

実際に、どれだけお得なの?

〔例〕 課税される所得金額:400万円  
月々掛金:3万円  
加入期間:15年  
その後廃業された場合

節税効果 毎年109,500円の節税  
109,500円×15年 = **1,642,500円**

共済金(廃業時もらえる金額)

共済金 **6,033,000円**  
掛金合計額 5,400,000円(3万円×12ヶ月×15年)  
節税額 1,642,500円  
+利息部分 633,000円

**2,275,500円** お得

## 令和3年度 税制改正

【主な改正事項】

### ○住宅ローン控除の特例の延長等

住宅ローン控除の控除期間13年の特例について延長し、一定の期間(※)に契約した場合、令和4年末までの入居者を対象とします。また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象とします。  
※注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末まで。

### ○住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

令和3年4月以降の非課税枠を、令和2年度非課税枠の水準(最大1,500万円)まで引き上げることとします。また、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅についても適用できることとします。

### ○セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図った上で、適用期限を5年延長することとします。  
※令和4年分以後の所得税について適用します。

## 税務署からのお知らせ

窓口での納税は令和3年10月1日から

9時～16時までにお申し込み

安全・便利・非対面 キャッシュレス納付のご案内

- ・ダイレクト納付  
パソコンやスマホから簡単な操作で  
預貯金口座からの振替により納付。
- ・インターネットバンキング  
インターネットバンキング等による納付。
- ・振替納税  
預貯金口座から自動的に引落し。  
※個人の申告所得税・消費税に限りです。
- ・クレジットカード納付  
「国税クレジットカードお支払サイト」から  
クレジットカードを利用して納付手続。

## 青梅青色申告会ホームページに お店・事業内容を紹介してみませんか?



青梅青色申告会のホームページで会員さんのお店・事業内容を掲載しています。無料ですのでご希望の方は申告会・守富(もりとみ)までご連絡ください。

無料

わたしも青色申告会会員です

## かまた鍼灸マッサージ指圧治療院

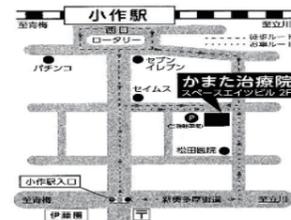
今回ご紹介するのは、羽村で鍼灸マッサージ治療院を運営されている鎌田省吾さんです。

ストレス性の難病を経験し、丁寧で患者さんに寄り添った治療を心がけているのが印象的です。親指を丹念に使ったマッサージ・指圧・ストレッチ・矯正・はりを組み合わせた独自の治療法を開発され、自律神経の動きを整えることで呼吸を楽にさせ、自然治癒力の向上を目指した治療をされています。

治療料金のご案内

- ①はり治療
- ②マッサージ指圧整体治療
- ③はり+マッサージ指圧治療
- 60分コース 5,000円
- 90分コース 7,000円
- 120分コース 9,000円
- ※初診料・鍼代は頂いておりません

住 所:羽村市小作台5-8-5  
スペースエイツビル201  
携帯電話:090-7197-4411  
診療時間:午前9時～午後7時〈完全予約制〉  
※時間外でもお受けしますのでご相談ください  
定休日:不定休



こちらの2階が治療院です

### ○税務関係書類における押印義務の見直し

政府全体の行政手続における押印義務の見直しの方針を踏まえ、税務署長等に提出する税務関係書類において、実印及び印鑑証明書を求めている手続等を除き、押印義務を廃止します。

	税務関係書類の分類	押印の要否
原則	(1)全般(例:確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書)	不要
例外	(2)担保提供関係書類(例:不動産抵当権設定登記承諾書)	要
	(3)遺産分割協議書(例:相続税・贈与税の特例における添付書類)	

※上記のほか、国税の犯則調査手続における質問調査等への押印義務については存置とします。

### ○教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

節税的な利用を防止する観点から次の見直しを行った上で、適用期限を令和5年3月31日まで、2年延長します。  
・教育資金の一括贈与について、贈与から経過した年数にかかわらず、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算します。  
・両措置について、受贈者が贈与者の孫等である場合に、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を適用します。

## 特別記帳点検月間

多くの方が記帳点検で来所されました

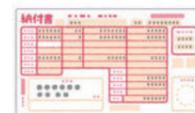
6月1日～7月31日

1年に1回、決算時のみの記帳点検では時間が足りなく点検しきれない場合がございます。申告会ではみなさまに、年に2～3回の記帳点検をお勧めしております。実際に記帳の点検をしていると間違っているところなどを修正できるほか、抜けている経費などが分かることがあります。随時受付中ですのでお電話でご予約の上お越しください。



## 忘れていませんか? 夏の源泉!

従業員や専従者の給与から徴収した源泉所得税を納める“源泉”。1月～6月分の納付期限は7月12日です。お済みでない方は早めに行ってください。



1月～6月分:納付期限7月12日 7月～12月分:納付期限1月20日



院長の鎌田さん(マッサージ指圧師免許証/きゅう師免許証/はり師免許証)

「心やお体の不調・お悩みがございましたら、一度当院をご利用いただければと思います。日々の出会いに感謝し、目の前の方の苦痛を少しでも和らげたいとの思いで、真心こめて治療を行っています。」